

現行福井県公害防止条例の規制内容

1 現行条例による規制の内容

- (1) 排水量や燃料使用量が一定の数量以上の工場・事業場を特定工場に、また、ばい煙、汚水、悪臭、炭化水素類等を排出等する施設を特定施設に指定
- (2) 特定工場や特定施設の設置、変更を行う場合の事前の届出義務
- (3) 特定工場・特定施設におけるばい煙、排出水等の排出基準の遵守義務
- (4) 特定工場に対しては、ばい煙中の硫黄酸化物や、排出水中の生物化学的酸素要求量（BOD）または化学的酸素要求量（COD）および浮遊物質（SS）について、総量（負荷量）規制を適用
- (5) 特定工場・特定施設におけるばい煙、排出水等の測定義務
- (6) 事故時の措置、公害防止管理責任者の選任等
- (7) 地下水採取の届出義務
- (8) 深夜騒音の規制、拡声機の使用による放送の制限、屋外燃焼行為の制限等

